

第1編 総論

第1章 平成25年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

我が国の農林水産業を取り巻く状況は、農業所得の減少、農林水産業就業者数の減少・高齢化、耕作放棄地の増大など大変厳しい状況にある。

他方、農林水産業は、食料供給のみならず、国土や自然環境の保全、集落機能の維持といった多面的機能の発揮を通じ、国民生活に不可欠な存在である。

このため、今後、世界の食市場の規模が急速に拡大することや、「和食」の無形文化遺産登録決定、2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催決定といった出来事を我が国農林水産業の好機ととらえ、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を実現することが重要である。

このような状況を踏まえ、官邸に設置された「農林水産業・地域の活力創造本部」において、今後推進すべき政策改革のグランドデザインとして「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、施策の具体化に取り組むこととした。

また、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染からの復旧・復興に向けても、引き続き全力を挙げて取り組んだ。

2 講じた施策の重点

(1) 攻めの農林水産業

平成25年5月21日、総理を本部長、官房長官及び農林水産大臣を副本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」が官邸に設置された。同年12月10日には、同本部において、今後推進すべき政策改革のグランドデザインとして「農林水産業・地域の活力創造プラン」が取りまとめられ、農林水産業の成長産業化を図る「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る「地域政策」を車の両輪として農政改革を進めていくこととされた。具体的には、産業政策として①需要フロンティアの拡大、②バリューチェーンの

構築、③生産現場の強化、地域政策として④多面的機能の発揮を4つの柱として農政改革に取り組んでいくこととされた。

この間、同年6月14日には政府全体の成長戦略として「日本再興戦略-JAPANisBACK-」が閣議決定され、農地中間管理機構の整備・活用による農地集積・集約化、6次産業化の推進、農林水産物・食品の輸出促進等が農政改革の具体的な施策として位置付けられ、同年12月には農地中間管理機構関連法案が成立、翌年3月から施行された。

また、平成26年1月28日、「食料・農業・農村政策審議会」に諮問を行い、今後の農政の中長期的なビジョンを示す「食料・農業・農村基本計画」の見直しに着手することとし、これまでの施策を検証しつつ、食料自給率目標及び食料自給力の取扱いや施策の方向性について検討を進めていくこととした。

なお、平成25年度においては、省内に設置した「攻めの農林水産業推進本部」を7回開催し、184の先進事例の全国展開を図る観点から施策の点検・具体化を行うとともに、「全国農林水産業・地域の活力創造協議会」を4回実施し、「攻めの農林水産業」の検討状況等について関係団体との意見交換を行った。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による農林水産関係被害額は2兆3,841億円（平成24年7月5日時点）に及び、我が国有数の食料供給基地である東北を中心に甚大な被害をもたらした。

発災3年目となる平成25年度においては、原子力災害対策本部が、原子力災害からの福島復興・再生を一層加速化させるため、「原子力災害からの福島復興の加速化に向けて」を平成25年12月20日に決定した。

また、地元自治体がそれぞれの実情に応じた施策を柔軟に展開するための新たな交付金として「福島再生加速化交付金」が創設された。

当省においては、平成25年5月29日に農業・農村の復興マスタープラン（平成23年8月策定）を改正し、新たな水産基本計画（平成24年3月策定）とともに農地や漁港等の復旧スケジュールや各種支援策といった復興施策の基本的な考え方を明らかにし、平成24年度

に引き続き、被災地からの要望等を踏まえ、東日本大震災からの復旧・復興に向けた施策に取り組んだ。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応については、農地等の除染の推進、農作物への放射性物質の吸収抑制対策や農林水産物の放射性物質の検査体制整備・支援、被災地産食品の利用・販売の推進、風評被害の払拭等に関係省庁と連携して取り組んだ。これらの施策の取組状況については、取りまとめてホームページで公表している。

3 財 政 措 置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成25年度農業関係予算一般会計予算額は、総額1兆7,128億円となった。

また、平成25年度の農林水産省関係の財政投融資計画額は2,256億円となった。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）への計画額1,800億円となっている。

4 税 制 上 の 措 置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下の税制措置が講じられた。

(1) 農業経営の安定化

- ア 農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例措置の2年延長（所得税・法人税）
- イ 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の2年延長（登録免許税）
- ウ 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の2年延長（不動産取得税）
- エ 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等における営農困難時貸付けの要件（障害の範囲）の緩和（贈与税・相続税・不動産取得税）

(2) 農林水産関連産業の振興

新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の2年延長（所得税・法人税）

(3) 農山漁村の活性化

特定地域（振興山村として指定された地区）における工業用機械等の特別償却の2年延長（所得税・法人税）

(4) 消費税率の引上げに備えた税制上の特例措置の創設

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業・農業協同組合等の経営改善のための設備投資を促進するための税制措置の創設（2年間の措置）（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

5 農 業 金 融

制度金融については、平成24年度に引き続き、人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者が農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を借り入れる場合について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じた。

また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正し、農林水産大臣の承認を受けることができる者として、投資事業有限責任組合を追加するとともに、日本政策金融公庫が、大臣承認を受けた投資事業有限責任組合に対して出資を行うことができるよう措置した。

このほか、農業信用保証保険制度の対象資金として青年等就農資金を追加し、新たに農業経営を営もうとする新規就農者の営農に必要な資金が円滑に融通されるよう措置した。

6 立 法 措 置

- 第183回国会（通常国会）において、
 - ・「外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法」
 - ・「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律」
 - 第185回国会（臨時国会）において、
 - ・「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」
 - ・「農地中間管理事業の推進に関する法律」
 - ・「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」
- が成立した。

第2節 林 業

1 施 策 の 背 景

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、木材等の生産等の多面的機能の発揮によって、国民生活及び国民経済に大きな貢献をしている。特に近年は、森林の地球温暖化防止機能も重視されるようになり、二酸化炭素の吸収源としての森林の整備等（森林吸収源対策）の積極的な推進も求められている。また、我が国の森林は、

これまでの先人の努力等により、現在は戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題となっている。

一方、我が国の林業・木材産業は、近年国産材供給量が回復傾向にあるものの、木材自給率は依然として低い水準にあり、また、長期にわたる林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の生産・流通構造の改革の遅れ等、引き続き厳しい状況にある。このため、森林の適切な整備が行われない箇所もみられるなど、森林の有する多面的機能の発揮への影響も懸念されている。

こうした中、農林水産省では、森林の整備及び保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材の加工及び流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。

平成25（2013）年には、農林水産省において「攻めの農林水産業」の展開に向けた検討が進められ、12月には政府により、今後の施策の展開方向等が「農林水産業・地域の活力創造プラン」としてまとめられた。森林・林業についても、新たな木材需要の創出と国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現し、また、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策を推進するとともに、多面的機能の維持及び向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承するとされている。

一方、東日本大震災の発生（平成23（2011年3月）から3年を迎えた現在も、森林・林業への深刻な影響は続いており、林野庁では被災地の復旧及び復興に向けて、引き続き、津波により被災した海岸防災林の再生、放射性物質に汚染された森林の除染等に取り組んでいる。

2 講じた施策の重点

（1）森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進した。

特に、集中豪雨等による被害が住宅や公共施設等に及ぶおそれのある荒廃山地における復旧整備等を推進した。また、森林・林業を再生し、地域の活性化を図るとともに森林吸収量を確保するため、間伐等の森林施業や路網の整備を推進した。このほか、森林の有する多面的機能の発揮や山村の活性化のため、地域における活動組織が実施する取組を支援し、さらに、放射

性物質の影響に対処するための対策等を推進した。

（2）林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施、これらを担う人材の育成及び確保等の施策を推進した。

特に、地域の実情に応じた持続的な森林経営を確立するため、市町村等が中心となった協議会が実施する計画作成の取組や路網の改良を支援した。また「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保及び育成に加え、新規就業者が確実に定着できる就業環境を整備するとともに、専門かつ高度な知識及び技術を有する技術者や技能者の育成等を推進した。

（3）林産物の供給及び利用の確保に関する施策

森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会を実現する上で重要な役割を果たす森林・林業に収益が還元されるよう、原木の安定供給体制の整備、加工及び流通の合理化及び低コスト化並びに木材の利用拡大を推進した。

特に、林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械の整備等に対して支援した。また、木造公共施設やバイオマス活用施設の整備等を通じて需要の拡大を図るとともに、原木の需給情報システムの整備や金融対策等の経営強化対策を活用して需要に応じた機動的な生産体制を構築する総合的な取組を推進した。さらに、木造住宅や木材製品の購入の際にポイントを付し、地域の農林水産品等と交換することにより地域で流通する木材の需要喚起を図る取組に対して支援した。

（4）国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請に対する適切な対応及び森林・林業の再生への貢献のため、公益重視の管理経営を一層推進した。また、組織、技術力及び資源を活用して、林業技術の開発普及及び人材育成をはじめとした民有林に対する指導やサポート等を実施した。

（5）団体等による集約化推進に関する施策

森林組合等による施業の集約化活動に対する支援を行いながら、施業の集約化、合意形成及び森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むよう指導するとともに、個々の森林組合がこの取組状況を確認する仕組み及びルールについて検討した。

3 財政措置

(1) 財 政 措 置

諸施策を実施するため、表のとおり林業関係の一般会計予算、東日本大震災復興特別会計予算及び森林保険特別会計予算の確保に努めた（表1）。

表1 林業関係の一般会計等の予算額

区 分	25 年 度 (単位：百万円)
林業関係の一般会計予算額	426,493
治山事業の推進	77,515
森林整備事業の推進	156,432
災害復旧等	25,213
保安林等整備管理	493
森林計画	983
森林の整備・保全	6,486
林業振興対策	7,472
林産物供給等振興対策	17,301
森林整備・林業等振興対策	55,558
林業試験研究及び林業普及指導	9,383
森林病虫害等防除	876
林業金融	630
国際林業協力	337
森林整備地域活動支援対策	502
その他	67,312
東日本大震災復興特別会計予算額	54,337
国有林野事業債務管理特別会計予算額	304,407
森林国営保険事業・歳出	4,172

注1 予算額は補正後のものである。

注2 一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、他省庁計上予算を含む。

注3 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

「森林・山村対策」としては、①公有林等における間伐等の促進、②国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した施業の集約化に必要な活動、③国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等と連携した林業の担い手育成及び確保に必要な研修、④民有林における長伐期化及び複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進、⑤地域で流通する木材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策、⑥市町村の森林所有者情報の整備等に要する経費等に対して、引き続き地方交付税措置を講じた。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U・Iターン受入れ対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置、上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講じた。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とし

た。

4 税 制 上 の 措 置

林業に関する税制について、①森林組合の合併に係る課税の特例の適用期限を3年間延長すること（法人税）、②独立行政法人農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年間延長すること、③木材取引市場、木材の加工業者又は販売業者がその事業の用に供する木材保管施設の資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、構造が簡易なものに限ることとしている木材保管施設の対象要件を撤廃すること等の措置を講じた。

5 林 業 金 融

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金について、貸付計画額を229億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を50億円とした。

森林の取得や木材の加工及び流通施設等の整備を行う林業者等に対する利子助成を実施した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付けを実施した。

また、木材価格下落により影響を受けた林業者等に対する利子助成及び無担保・無保証人貸付けを実施した。

(2) 林業・木材産業改善資金制度

林業者・木材産業事業者の経営改善等のため、無利子資金である林業・木材産業改善資金の貸付けを行う都道府県に対し、資金の造成に必要な経費について助成した。

その貸付枠は、100億円とした。

(3) 木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通した。

その貸付枠は、600億円とした。

(4) 独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進した。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者に対する保証料等の助成を実施した。

(5) 林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付け制度を通じた支援を行った。

その貸付枠は、5億円とした。

6 立法措置

第186回通常国会に、特別会計の改革を推進するため、「森林国営保険法等の一部を改正する法律案」を提出した。

第3節 水産業

1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の水産業は、資源状況の低迷、漁業生産量の低下、漁業者の減少・高齢化や漁船の老朽化による漁業生産構造の脆弱化、生産資材コストの増加などにより、大変厳しい状況に置かれている。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、その大津波によって多くの人命を奪うとともに、我が国漁業の一大生産拠点である太平洋沿岸をはじめとする全国の漁業地域に甚大な被害をもたらした。

こうした中、東日本大震災からの水産業の復旧・復興を図るため、政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日決定）や「水産復興マスタープラン」（平成23年6月28日策定）等で示した水産復興の方針を水産基本計画に位置付けることにより東日本大震災の復興を政府を挙げて取り組むことを改めて明確にした。また、力強い水産業を確立するため、低位水準にある水産資源の回復・管理の推進、我が国漁業の将来を担う経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、水産物の消費者への直接販売などを通じた産地の販売力の強化などの加工・流通・消費施策等に取り組んでいる。

今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産

基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 講じた施策の重点

政府は、平成24年3月に閣議決定した水産基本計画に基づき、国民への水産物の安定供給の確保と、これを支える力強い水産業及び豊かで活力ある漁村の確立を図るため、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現する資源管理・漁業経営安定対策をはじめとした施策を推進した。また、東日本大震災により被災された方々が、将来への希望と展望を持って水産業を再開できるよう、復旧・復興に全力で取り組んだ。

3 財政措置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

平成25年度

項 目	通常分	復旧 ・復興対策分	合 計
合 計	236,953	229,180	466,133
非公共（計）	149,836	29,672	179,508
公共（計）	87,117	199,508	286,625
一般公共	83,914	26,320	110,234
水産基盤整備	83,100	26,200	109,300
漁港海岸	814	120	934
災害復旧	3,203	173,188	176,391

注：1) 通常分とは、基礎的財政収支対象経費に係る分であり、復旧・復興対策分とは、東日本大震災復興特別会計に係る分である。

2) 金額は補正後予算額である。

3) 上記のほか、東日本大震災復興交付金を復興庁に計上。

4 税制上の措置

重点政策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制措置を講じた。

法人税については、漁業協同組合等の合併に係る課税の特例措置について、その適用期限を3年間延長した。登録免許税については、漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）について、その適用期限を2年間延長した。不動産取得税については、漁業協同組合等が貸付けを受けて、共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年間延長した。

5 水産業金融

漁業経営をめぐる情勢が厳しくなる中で、経営改善に取り組む意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、平成23年度に引き続き、認定漁業者が漁船建造等のため借り入れる漁業近代化資金及び日本政策金融公庫資金の金利負担軽減措置を講じた。また、保証人不要・担保は漁業関係資産のみとする実質無担保・無保証人型融資を推進した。

さらに、東日本大震災の発生を受けて、二重債務等が問題となる中、被災漁業者等の速やかな復旧・復興に要する資金が円滑に融通されるよう、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫等の災害関連資金についての実質無利子、無担保・無保証人の特例措置及び無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証についての支援等を講じた。